

日学歯発第279号

令和6年1月9日

都道府県庁

私立学校主管課 御中

公益社団法人 日本学校歯科医会
会長 柏植紳平
(公印省略)

第63回全日本学校歯科保健優良校表彰（令和6年度）の募集について

平素より学校歯科保健ならびに本会会務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業に関しましては、学校歯科保健の普及向上のための事業として主催し、例年、文部科学省からの後援もいただいている事業です。全国の幼稚園(幼稚園型および幼保連携型認定こども園を含む)・義務教育学校・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校を対象に本会の加盟団体〔各県（市）学校歯科医会または歯科医師会〕を通して募集の依頼をし、優秀な学校（園）を表彰しており、今年度は別添要項のように実施いたします。

標記事業は公立学校だけでなく私立学校も含む学校（園）を対象としており、私立学校を主管しております貴課へ標記事業へのご理解とご協力をお願い申し上げたく今年度の書類をお送りさせていただいた次第です。

なお、募集に関しましては本会の加盟団体を通して行っておりますので、詳細につきましては貴地区管下の本会加盟団体にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。各加盟団体の連絡先につきましては、本会ホームページ（<http://www.nichigakushi.or.jp>）「加盟団体」一覧表をご参照ください。

また、お忙しいとは存じますが、私立学校（園）への本事業への周知ならびに参加への呼びかけにつきましても、何とぞご配慮いただきますようお願い申し上げます。

別添の要項のほか、各書式（調査票、記入上の注意、選考の基準）につきましては、本会ホームページに掲載しておりますので、お手数ですがダウンロードしてご利用くださいますよう宜しくお願ひいたします。



第63回全日本学校歯科保健優良校表彰（令和6年度）実施要項

名 称：全日本学校歯科保健優良校表彰
主 催：公益社団法人日本学校歯科医会、公益財団法人日本学校保健会
後 援：文部科学省、公益社団法人日本歯科医師会
目 的：文部科学省の学校歯科保健参考資料「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり」の理念に基づき、学校教育目標の具現化を目指した活動を推進し、全国的に範とするに足る成果を挙げた学校の表彰を行い、もって幼児・児童生徒の歯・口の健康づくりの目的達成を図るとともに、「食」などの基本的生活習慣の形成や心の健康づくり等を目指した確かな健康観の育成に資することを目的とする。

表彰式の期日及び場所

令和6年10月17日（木）第88回全国学校歯科保健研究大会（長崎県）の式典

表彰の対象

国公私立の幼稚園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む）、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

推薦の方法

1. 日本学校歯科医会加盟団体は、各都道府県、指定都市の教育委員会等と協議の上、当該都道府県並びに指定都市の学校（園）の中から、歯・口の健康づくり計画を立案し、実践を継続し、成果を上げた学校（園）で、今後の学校歯科保健活動に有為となる学校（園）を選定し本会へ推薦する。
2. 各都道府県、指定都市ごとの被表彰候補校の推薦校数は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の5校種から3校（園）を推薦できるものとし、これに本会会員数により推薦校数を増加する。
なお、できるだけ同一の校種から推薦が重複していないことが望ましい。
3. 加盟団体は、できるだけ実地審査をした上で推薦することが望ましい。
4. 本会の当事業の審査委員会では、歯・口腔の健康診断結果の数値よりも学校における保健教育、保健管理並びに組織活動の実態を総合的に評価するので、学校を推薦される際は配慮すること。
5. 合併後の学校（園）の推薦については、合併後2年を経過していること。
6. 中等教育学校については、前期・後期の教育課程ごとに中学校・高等学校の調査票を用いて推薦することができるものとする。
7. 義務教育学校については、教育課程ごとに小学校・中学校の調査票を用いて推薦することができるものとする。

審査の方法

1. 日本学校歯科医会は、全日本学校歯科保健優良校表彰審査委員会を設けて選考を行い、各校種ごとに表彰順序の上位から優秀賞、日本学校歯科医会会长賞、日本歯科医師会会长賞、奨励賞に該当する学校（園）を選考し、決定する。
2. 行政または各種団体が実施する学校保健に関する全国規模の調査研究事業の対象校で事業指定期間中の学校については、奨励賞のみの選考対象とし、優秀賞、日本学校歯科医会会长賞、日本歯科医師会会长賞への選考の対象にはしない。
3. 優秀賞の候補校（園）は、日本学校歯科医会による実地審査を8月末～9月上旬（土日を除く）に行う。
4. 審査委員会の構成、審査の基準は別に定める。

表 彰

1. 優秀賞は幼稚園・中学校・高等学校・特別支援学校は各1校ずつとし、小学校は3校とする。
2. 実地審査の結果をもって優秀賞の学校（園）を文部科学大臣賞に決定する。

選考の基準

1. 選考の基準は別に定める。

締切日：令和6年7月18日（木）までに（公社）日本学校歯科医会へ必着のこと

第63回全日本学校歯科保健優良校表彰への応募にあたって

- 要項の「推薦の方法」に記載のとおり、合併・統合後の学校（園）につきましては、2年間経過後に応募が可能となります。
- 調査票記入上の注意にも記載しておりますが、小学校、中学校、高等学校の調査票の「3.歯科保健状況（2）」の欄には現小学6年生、現中学2年生、現高校2年生の本年度とその児童、生徒の前年度の状況について算出して記入してください。（調査票記入上の注意「3.歯科保健状況（2）」参照）
- 調査票と学校保健計画書・安全計画書はセットにしてお送りください。（参考・別添書類の中には入れないでください）
- 中等教育学校につきましては、前期は中学校、後期は高等学校の調査票を用いて推薦することが出来ます。また、同一校で前期と後期で両方の応募は可能ですが、その場合、応募校数は2校の扱いとなります。
- 義務教育学校につきましては、前期は小学校、後期は中学校の調査票を用いて推薦することが出来ます。また、同一校で前期と後期で両方の応募は可能ですが、その場合、応募校数は2校の扱いとなります。
- 「行政または各種団体が実施する学校保健に関する全国規模の調査研究事業の対象校で事業指定期間中の学校」につきましては、昨年度と同様にこれらの学校（園）も推薦可能です。ただし、当該学校（園）についての表彰は「奨励賞」のみの選考対象となります。
- 表彰式は当該年度全国学校歯科保健研究大会〔長崎県10月17日（木）〕の式典で行う予定です。今年度優秀賞に選出された学校は、当該年度全国学校歯科保健研究大会では大会要項への寄稿を、次年度全国学校歯科保健研究大会では領域別研究議会で発表していただくこととなりますので、応募の際はその旨お含みおきくださいようお願ひいたします。
- 表彰種別につきましては例年同様に、要項の中の「審査の方法」に記載のとおり「優秀賞、日本学校歯科医会会长賞、日本歯科医師会会长賞、奨励賞に該当する学校（園）を選考し、決定する」としております。よって、推薦いただいた学校（園）が選考において、上記のいずれの賞にも該当しない場合がございます。